

第2号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定事務等の手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建設関係(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係の表の次に次の表を加える。

(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

番号	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「新築等計画」という。）の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第54条第1項第1号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「適合証」という。）が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「住戸等」という。）に係る新築等計画である場合 床面積の合計が 150㎡以内のもの 7,300円 150㎡を超え400㎡以内のもの 13,000円 400㎡を超え800㎡以内のもの 23,000円 800㎡を超え2,100㎡以内のもの 50,000円 2,100㎡を超え4,100㎡以内のもの 70,000円 4,100㎡を超え8,300㎡以内のもの 109,000円 8,300㎡を超え16,500㎡以内のもの 174,000円 16,500㎡を超え24,750㎡以内のもの 211,000円 24,750㎡を超えるもの 252,000円 (2) 共用部分（共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において同じ。）に係る新築等計画である場合 床面積の合計が 300㎡以内のもの 13,000円

300 m²を超え 2,000 m²以内のもの
37,000 円
2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの
109,000 円
5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの
162,000 円
10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの
211,000 円
25,000 m²を超えるもの 285,000 円

(3) 非住宅部分（住戸等の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において同じ。）に係る新築等計画である場合

床面積の合計が

300 m²以内のもの 13,000 円
300 m²を超え 2,000 m²以内のもの
37,000 円
2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの
109,000 円
5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの
162,000 円
10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの
211,000 円
25,000 m²を超えるもの 285,000 円

ロ 適合証が添付されていない場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。

(1) 住戸等の部分に係る新築等計画である場合

床面積の合計が

150 m²以内のもの 40,000 円
150 m²を超え 400 m²以内のもの
80,000 円
400 m²を超え 800 m²以内のもの
113,000 円
800 m²を超え 2,100 m²以内のもの
172,000 円
2,100 m²を超え 4,100 m²以内のもの
239,000 円
4,100 m²を超え 8,300 m²以内のもの
334,000 円
8,300 m²を超え 16,500 m²以内のもの
457,000 円
16,500 m²を超え 24,750 m²以内のもの
590,000 円
24,750 m²を超えるもの 716,000 円

(2) 共用部分に係る新築等計画である場合

床面積の合計が

300 m²以内のもの 124,000 円
300 m²を超え 2,000 m²以内のもの
208,000 円
2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの
333,000 円
5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの
422,000 円
10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの

			<p>513,000 円 25,000 m²を超えるもの 621,000 円 (3) 非住宅部分に係る新築等計画である場合 床面積の合計が 300 m²以内のもの 272,000 円 300 m²を超え 2,000 m²以内のもの 436,000 円 2,000 m²を超え 5,000 m²以内のもの 631,000 円 5,000 m²を超え 10,000 m²以内のもの 769,000 円 10,000 m²を超え 25,000 m²以内のもの 915,000 円 25,000 m²を超えるもの 1,069,000 円 ハ エコまち法第54条第2項に規定する申出がある場合においては、イ又はロに定める手数料のほか、(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料(同表2の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については、当該金額並びにその額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び当該乗じて得た額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。)を納めなければならない。</p>
2	エコまち法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	新築等計画に係る低炭素建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、表1の項に掲げる金額に相当する額
3	低炭素建築物の認定等に関する証明	低炭素建築物の認定等に係る証明手数料	1件につき 300円

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定事務等の手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

低炭素建築物新築等計画の認定申請等に係る手数料を次のとおり定める。

(別表 3 建設関係 (7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表)

名称	規模等		金額		
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	市長が定める機関(※1)での技術的審査による適合証あり	住戸等の部分(一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸)	150㎡以内	7,300円	※2
			150㎡～400㎡	13,000円	
			400㎡～800㎡	23,000円	
			800㎡～2,100㎡	50,000円	
			2,100㎡～4,100㎡	70,000円	
			4,100㎡～8,300㎡	109,000円	
			8,300㎡～16,500㎡	174,000円	
			16,500㎡～24,750㎡	211,000円	
			24,750㎡超	252,000円	
		共用部分(共同住宅の廊下,階段その他共用に供されるべき部分)	300㎡以内	13,000円	
			300㎡～2,000㎡	37,000円	
			2,000㎡～5,000㎡	109,000円	
			5,000㎡～10,000㎡	162,000円	
			10,000㎡～25,000㎡	211,000円	
			25,000㎡超	285,000円	
		非住宅部分(住戸等の部分及び共用部分以外の部分)	300㎡以内	13,000円	
			300㎡～2,000㎡	37,000円	
			2,000㎡～5,000㎡	109,000円	
			5,000㎡～10,000㎡	162,000円	
			10,000㎡～25,000㎡	211,000円	
			25,000㎡超	285,000円	

市長が定める 機関（※1） での技術的審 査による適合 証なし	住戸等の部分 （一戸建ての 住宅又は一戸 建ての住宅以 外の住宅の住 戸）	150 m ² 以内	40,000 円
		150 m ² ～400 m ²	80,000 円
		400 m ² ～800 m ²	113,000 円
		800 m ² ～2,100 m ²	172,000 円
		2,100 m ² ～4,100 m ²	239,000 円
		4,100 m ² ～8,300 m ²	334,000 円
		8,300 m ² ～16,500 m ²	457,000 円
		16,500 m ² ～24,750 m ²	590,000 円
		24,750 m ² 超	716,000 円
	共用部分（共同 住宅の廊下、階 段その他共用 に供されるべ き部分）	300 m ² 以内	124,000 円
		300 m ² ～2,000 m ²	208,000 円
		2,000 m ² ～5,000 m ²	333,000 円
		5,000 m ² ～10,000 m ²	422,000 円
		10,000 m ² ～25,000 m ²	513,000 円
	非住宅部分（住 戸等の部分及 び共用部分以 外の部分）	25,000 m ² 超	621,000 円
		300 m ² 以内	272,000 円
		300 m ² ～2,000 m ²	436,000 円
		2,000 m ² ～5,000 m ²	631,000 円
		5,000 m ² ～10,000 m ²	769,000 円
		10,000 m ² ～25,000 m ²	915,000 円
	25,000 m ² 超	1,069,000 円	
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	新築等計画に係る低炭素建築物の変更しようとする部分の床面積	認定申請手数料と同額	
低炭素建築物の認定等に係る証明手数料	1 件につき	300 円	

※1 市長が定める機関とは、登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関及び指定確認検査機関をいう。

※2 申請者から都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に規定する申出があった場合は、建築基準法に基づく建築確認申請は不要となり、認定事務に建築基準関係規定への適合審査を伴うこととなる。その場合、確認申請と同等の審査と構造計算適合性判定センターへの構造計算適合性判定の依頼が発生するため、建築物確認申請手数料及び構造計算適合性判定依頼手数料（消費税額を含む。）を加算する。

3 施行期日

平成25年4月1日

都市の低炭素化の促進に関する法律抜粋

(低炭素建築物新築等計画の認定)

第53条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。

(第2項省略)

(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

第54条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。
- (2) 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- (3) 前条第2項第3号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

2 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

(第3項から第8項まで省略)

(低炭素建築物新築等計画の変更)

第55条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

(第2項省略)